



令和 7 年度 神奈川県薬事審議会
県災害時医薬品等供給体制について

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課
令和 8 年 3 月 16 日

目次

1 災害薬事コーディネーター体制整備事業

1-1 位置づけ

1-2 設置要件等

1-3 災害薬事コーディネーター会議

1-4 令和7年度事業

1-5 令和8年度事業

2 MCA無線通信機配備事業

目次

1 災害薬事コーディネーター体制整備事業

1-1 位置づけ

1-2 設置要件等

1-3 災害薬事コーディネーター会議

1-4 令和7年度事業

1-5 令和8年度事業

2 MCA無線通信機配備事業

1-1 県災害薬事コーディネーターの位置づけ

神奈川県災害時保健医療救護計画（令和7年3月改定版）抜粋

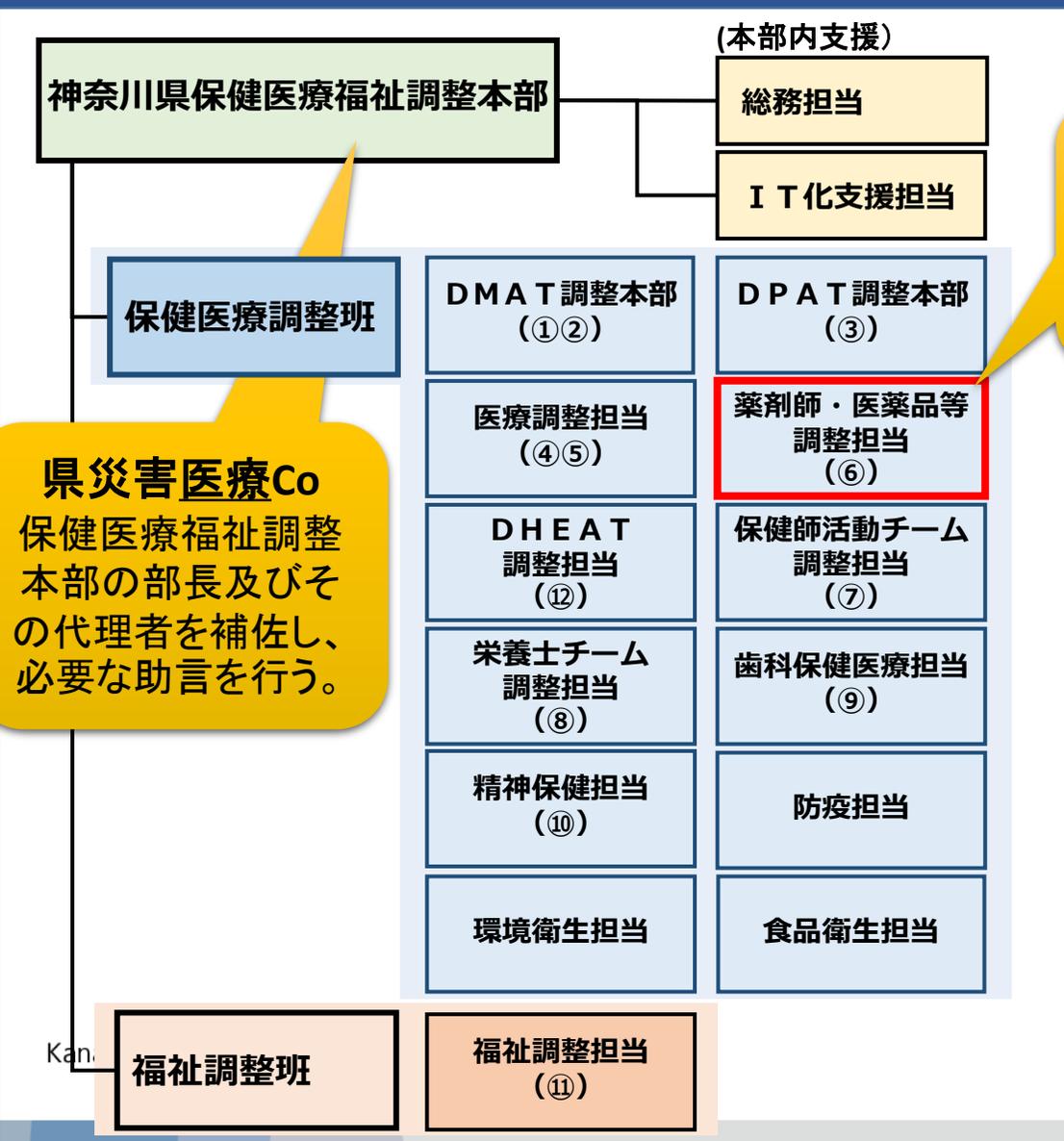
【県災害薬事コーディネーター】

県は、県内の災害時の薬事対応等に精通した薬剤師を県災害薬事コーディネーターとして委嘱する。災害の程度によっては長期間に及ぶことも想定されるので、その間の交代要員も考慮した人数とする。

県災害薬事コーディネーターは、県保健医療福祉調整本部等において、県並びに保健所及び市町村が行う保健医療活動における薬事に関する課題解決のため、被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を行い、薬剤師・医薬品等調整担当への助言等を行う。

1-1 県災害薬事コーディネーターの位置づけ

保健医療福祉調整本部の体制



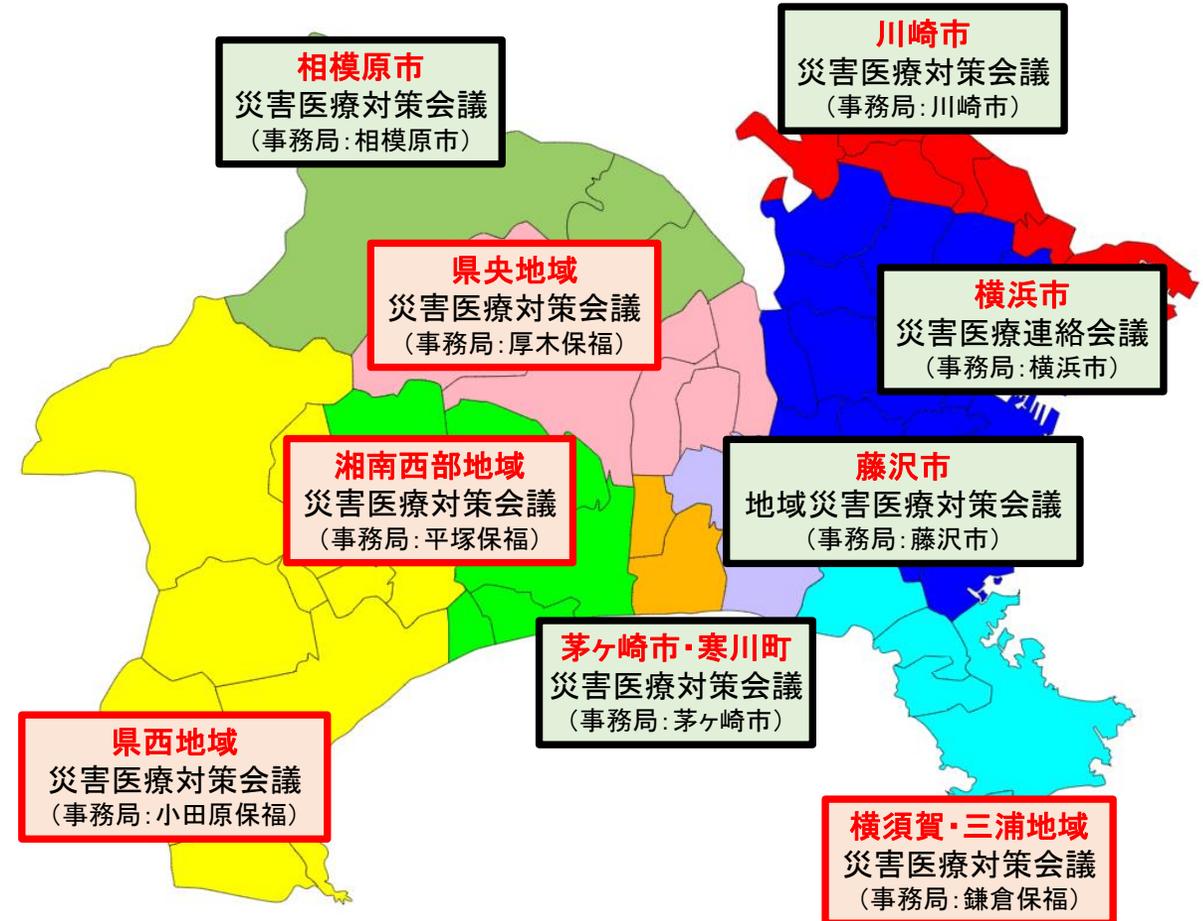
調整対象となる保健医療活動チーム等

①DMAT	災害発生直後の急性期に活動を開始できる機動性を持ち、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム
	神奈川県内における災害について、発生直後の急性期に活動を開始できる機動性を持ち、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム
	災害時に精神科医療及び精神保健活動の支援を行う、専門的な精神医療チーム
	急性期以降の医療救護活動を行う、医療機関等のスタッフで構成されるチーム
⑤災害支援ナース	被災地の地域住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、看護職員への各種支援活動を行う看護職員
⑥薬剤師チーム	救護所・避難所等における調剤及び服薬支援・指導や、医薬品等の管理及び確保支援を行うチーム
⑦保健師活動チーム・保健師等派遣チーム	避難所等における健康相談や感染症予防対策等の健康支援活動を行う保健師のチーム
⑧栄養士チーム	避難所等における栄養相談や食事に配慮の必要な被災者に対する配食支援、特定給食施設等の状況把握と支援を行う栄養士のチーム
⑨歯科医療救護班	避難所等における歯科医療活動・口腔ケア活動を行う歯科医師等のチーム
⑩こころのケアチーム	被災者・支援者に対してこころのケア・精神的支援を行うチーム
⑪DWAT	一般避難所等に避難する災害時要配慮者への福祉支援を行う福祉専門職で構成されるチーム
⑫DHEAT	被災地域の保健医療行政の指揮調整機能の後方支援を行うチーム

(参考) 地域災害薬事コーディネーターの位置づけ

二次保健医療圏 (地域災害医療対策会議等)

会議名	所管市町村	事務局
横浜市災害医療連絡会議	横浜市	横浜市
川崎市災害医療対策会議	川崎市	川崎市
相模原市災害医療対策会議	相模原市	相模原市
藤沢市地域災害医療対策会議	藤沢市	藤沢市
茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議	茅ヶ崎市・寒川町	茅ヶ崎市
横須賀・三浦地域災害医療対策会議	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	鎌倉保健福祉事務所
湘南西部地域災害医療対策会議	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町	平塚保健福祉事務所
県央地域災害医療対策会議	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	厚木保健福祉事務所
県西地域災害医療対策会議	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	小田原保健福祉事務所



※各会議名等はR7.3時点

(参考) 地域災害薬事コーディネーターの位置づけ

現状

地域災害医療対策会議

- 平時: 災害時医療救護に関する活動・訓練のあり方等の検討
- 災害時: 地域における医療救護活動の本部機能を担う



今後

- 国通知を受けて、地域の本部機能のあり方について整理(災害医療所管課で実施)。
- 併せて、地域調整本部における地域災害薬事Coの位置づけについて検討をし、配置する。

大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化について(令和7年3月31日国通知)

1. 保健医療福祉調整本部の設置等について

(1) 設置

被災都道府県は、当該都道府県に係る大規模災害が発生した場合には、速やかに、都道府県災害対策本部の下に、その災害対策に係る保健医療福祉活動(以下単に「保健医療福祉活動」という。)の総合調整を行うための本部(以下「保健医療福祉調整本部」という。)を設置するとともに、関係者への周知を図ること。なお、当該保健医療福祉調整本部の設置については、当該保健医療福祉調整本部の設置に代えて、既存の組織等に当該保健医療福祉調整本部の機能を持たせても差し支えないこと。**また、被災都道府県に保健医療福祉調整本部が設置された際に、必要に応じて被災地域を所管する保健所に保健医療福祉調整地域本部を設置すること。**

事務局が保健所設置市の場合

市単位で県保健医療福祉調整本部と連携した保健医療活動を行うこととなっていることから、委嘱の方法等を調整していく予定

1-2 県災害薬事コーディネーターの設置要件等

委嘱	県薬剤師会・県病院薬剤師会からの推薦により知事が委嘱 任期は2年(更新可)
人数	10名程度 ⇒今年度養成研修修了した者等から12名委嘱予定です 【人数の考え方】県保健医療福祉調整本部に1名常駐。発災時の最大の活動想定を勘案し、1日3交代×3日間ローテが可能な人数を目安とした。
資質	目指すレベルは、日本災害医学会の「災害医療認定薬剤師」の認定取得者 相当 ※当面の間は、「県災害薬事コーディネーター養成研修」の修了者又は 同学会PhDLSインストラクター等とする。
職務	【災害時】 ・大規模災害の発災直後から収束までの間、県保健医療福祉調整本部において災害時の薬事対応等に関して薬剤師・医薬品等調整担当を補佐し、必要な助言等を行う。 ・保健医療福祉調整本部長の要請に基づき、大規模災害発生時に県保健医療福祉調整本部に参集し、県内の災害時の薬事対応等に精通している専門家として、行政と一体となった活動を行う。 【平時】 ・県が行う災害時の薬事対応等のあり方の検討、訓練・研修の企画等について、助言等を行う。

1-3 神奈川県災害薬事コーディネーター会議

名称	神奈川県災害薬事コーディネーター会議
目的	<p>神奈川県災害薬事コーディネーター設置要綱第5条第5項に基づく助言等を行う。</p> <p>神奈川県災害薬事コーディネーター設置要綱(抜粋) (職務) 第5条 県災害薬事コーディネーターは、大規模災害の発災直後から収束までの間、県保健医療福祉調整本部において災害時の薬事対応等に関して薬剤師・医薬品等調整担当を補佐し、必要な助言等を行う。 ～中略～ 5 県災害薬事コーディネーターは、平時において、神奈川県が行う災害時の薬事対応に係る体制の検討、訓練・研修の企画等について、助言等を行う。</p>
構成員	県災害薬事コーディネーター ただし、検討に必要と認めるときは、県災害薬事コーディネーター以外の者も出席できる。
協議事項	<p>会議は、県に災害時の薬事対応に関する助言等を行うため、次に掲げる事項について協議する。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 災害時の薬事対応に係る体制に関すること。(2) 訓練・研修の企画等に関すること。(3) その他必要な事項。
備考	本会議は、県災害医療コーディネーター会議の下部組織に位置づける。

1-4 令和7年度事業（災害薬事コーディネーター養成研修の概要）

厚生労働省の災害薬事コーディネーター配備推進事業実施要綱に基づき、次のとおり実施した。
(一部、公益社団法人神奈川県薬剤師会に委託)

開催日時

令和7年11月30日(日曜日)
9時から17時

開催場所

神奈川県総合薬事保健センター 1階多目的ホール
神奈川県横浜市磯子区西町14-11

受講生

36名(6名/テーブル×6テーブル)
※職種比率 薬局薬剤師:病院薬剤師=2:1

講師

福岡大学薬学部救急・災害医療薬学研究室 教授 江川孝先生
兵庫医科大学医学部 危機管理医学講座 特任助教 渡邊 暁洋先生
福岡大学薬学部救急・災害医療薬学研究室 助教 牛尾 聡一郎先生

※本研修には、テーブル付きファシリテーター18名配置

1-5 令和8年度事業

- ・養成研修の実施
- ・継続研修の実施検討
- ・保健医療福祉調整本部に係る訓練参加検討
- ・災害医療所管課とともに地域災害薬事コーディネーターのあり方の検討

目次

1 災害薬事コーディネーター体制整備事業

1-1 位置づけ

1-2 設置要件等

1-3 災害薬事コーディネーター会議

1-4 令和7年度事業

1-5 令和8年度事業

2 MCA無線通信機配備事業

2 MCA無線通信機配備事業

■現状及び課題

現在、災害時の医薬品等供給体制確保のため、神奈川県医薬品卸業協会（事務局ほか県内拠点 計19か所）、神奈川県薬剤師会、県薬務課に合計で21台のMCA無線通信機を配備している。

しかし、本県のMCA無線通信機で利用している「mcAccess e」（800MHz帯デジタル方式）は、2029年（令和11年）にサービス終了が予定されていることから、災害時の医薬品等供給体制確保のための通信手段の見直しが必要となる。

■配備方針

MCA無線通信機に代わる通信手段は、総務省のガイドラインで推奨されている「衛星携帯電話」とする。配備箇所は、現在想定している災害時の医薬品等供給の連絡体制を鑑み、県医薬品卸業協会会員業者の配備場所を県内拠点営業所から県内責任者が所属する営業所のみに変更し、県医薬品卸業協会・県薬剤師会・県薬務課を含め計9箇所とする。

